

生活環境を守るために

『残土条例』を制定

小規模埋立ても許可が必要になる『残土条例』が制定され、平成13年10月1日から施行されます。この条例は、有害な物質を含んだ土砂の埋立て等による土壤や地下水の汚染、無秩序な埋立てによる土砂崩れなどの災害の発生を未然に防止するため、県条例では規制のない埋立て面積が5百m²以上3千m²未満について必要な規制項目などを定めることにより、みなさんの生活環境を保全することを目的としたものです。

墓地等の新設や拡張の

許可事務が町に

地方分権の一環として、住民により身近な行政事務は市町村が中心となつて処理することになりました。これに伴い、本年4月1日より墓地、納骨堂、火葬場の経営の許可等の事務が県から委譲されましたので、墓地等の新設や拡張の許可事務は町で行うことになりました。

問い合わせ先

住民課環境衛生係 ☎ 821-8815

さわやかな汗をみんなで流して美しい町を！ 5月27日は町内1日清掃

新不法投棄監視員決まる

4月1日から、次の14名の方を『横芝町不法投棄監視員』に委嘱しました。

不法投棄監視員は、担当地区のパトロールや情報の提供など町の環境美化のため活動していきます。

氏名	担当地区
菱木 和夫	町原・木戸台・小堤・谷台
實川 壽男	坂田・寺方・曾根合・於幾
伊藤 雅悦	取立・長倉・姥山・遠山
勝股 和男	牛熊・中台
古谷 武雄	上町・大島団地
鈴木 稔	本町・古川・両国新田
今関 熱	東町
田岡 正次郎	栗山(南部1・2を除く)
星野 洋明	栗山南部1・2
北川 哲男	鳥喰全域
海保 教之	屋形(立会・南川岸・屋形海岸を除く)
小関 晃	立会・南川岸・屋形海岸
山本 尊士	新島
高蝶 義高	北清水

土地所有者の方へ

- ◎雑草の除去等適切な土地管理を心がけましょう。
- ◎定期的に土地の見回り等を行いましょう。
- ◎不法投棄防止の看板、柵等を設置しましょう。

日常生活や産業活動から発生するゴミなどは、正しく処理されていれば大きな問題にはなりません。しかし、現状では自分さえよければと思っている無責任な人たちによるゴミなどの不法投棄で、周辺の自然の調和を損なうばかりか、生活環境の悪化を招くなどして大きな社会問題となっています。

町では、不法投棄防止に関して、町職員、不法投棄監視員によるパトロールや看板の設置、広報紙への掲載など行っていますが、残念ながら不法投棄は依然としてなくならないのが実態です。ゴミの不法投棄をなくし、きれいな町づくりを推進するためにはみなさん一人ひとりの協力が必要なのです。

なくしたじゴミなどの不法投棄